

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果

(児童発達支援事業所)

* 評価票は千葉県福祉サービス(障害児用)と厚労省(事業所用児童発達支援自己評価)にて構成する。

1 評価機関

名称	特定非営利活動法人 ACOBA
所在地	千葉県我孫子市本町3-4-17
評価実施期間	令和6(2024)年9月1日~11月30日 (訪問日:令和6(2024)年10月29日)

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名称 (フリガナ)	てんでんこ テンデンコ		
所在地	〒270-1432 千葉県白井市富士240-1		
交通手段	北総線 西白井駅下車 徒歩15分		
電話	047-446-4822	FAX	047-446-4821
ホームページ	https://fujikodomoen.com		
経営法人	社会福祉法人 いづみ		
開設年月日	令和4(2022)年12月1日		
事業所番号	1254700170	指定年月日	2022年12月1日
提供しているサービス	児童発達支援 小学校未就学児で障害のあるお子さんや発達に課題のあるお子さんを対象に、児童福祉法に基づいた障害福祉サービスを提供します。 日常生活における基本動作や知識技術を習得するためのサポートなど、お子さんに合わせた支援計画を立て、保育施設への入園や小学校入学に向けた集団生活への適応訓練などの支援をします。		

(2) サービス内容

サービス名	定員	内容
児童発達支援	10名	障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供します。

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	3名	1名	4名	
専門職員数		1名		理学療法士

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	まずは電話等により問い合わせください。		
申請窓口開設時間	月曜～金曜 8：30～17：30 （ サービス提供 9：00～16：30 ）		
申請時注意事項	受給者証が発行されてからの契約となります。		
相談窓口	職員が常時対応します。		
苦情対応	窓口設置	池延 浩司（管理責任者）	
	第三者委員の設置	浅利 互（法人評議員） ・ 井川 芳枝（民生児童委員）	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	<ul style="list-style-type: none">・子どもの持っている力、秘めた力を引き出し、輝いていけるようにサポートする。・一人ひとりの気持ち、可能性を大切に育むことを目指す。・できること、やりたいことが増えて、元気に明るい笑顔でのびのびと未来に向かっていけるよう、共に歩いていく。
特 徴	<ul style="list-style-type: none">・こども園と隣接するため、こども園に通園しながら療育を受けることができます。・保育士、児童指導員による療育に加え、機能訓練担当職員（理学療法士等）による療育を受けることができます。
利用（希望）者 へのPR	特徴にある通り

福祉サービス第三者評価総合コメント 公表2

特に力を入れて取り組んでいること(評価の高い点)
<p>1. 充実した「子ども・子育て支援」環境づくりの重要な分野を担う事業所</p> <p>当事業所は認定こども園・子育て支援センターと隣接して位置し、小学校就学前のどのような児童や家庭をも取りこぼすことのない「子ども・子育て支援」エリアを構成する一翼を担っている。発達障害児等は増加傾向にあるが、当該児童や家族を支援する施設の必要が叫ばれる中で整備された重要な役目を担う事業所である。児童指導員・保育士などの職員が配置されるほか、理学療法士など機能訓練職員が時に指導にあたる。当設置法人の基となる医療機関との関係があればの強みで、医学的見地からの支援方法の決定と支援とを受けることができる事業所となっている。</p>
<p>2. 落ち着いた環境とインクルーシブ保育の実践</p> <p>個人住宅を改築した当事業所は、門を入るアプローチといい、玄関を開けると自分の家に帰ってきたような雰囲気木ぬくもりを感じるつくりである。指導訓練室を仕切る戸の開口部のガラスにはカーテンがつけられて開閉できる。開口部はマジックミラーなので中の様子を外側から見ることもでき、療育児童に配慮されている。廊下の段差は緩やかなスロープになっているが、黄色のテープを貼り、子どもが気を付けて歩けるよう危険防止がなされている。音や光などの刺激を少なくするなどの工夫もある。</p> <p>・認定こども園に隣接、園に在籍しながら支援プログラムを併行利用できるメリットは大きい。園庭を挟んだ同一敷地内に当事業所があるので、通所環境の変化が少ない。日中は園庭で他児と一緒に遊ぶ、年齢相応クラス行事に参加できるなど、定型発達児と一緒に保育を希望する保護者の意向に沿いながら療育が受けられている。また、通所移動に要する保護者負担が軽く、時間もかからない。当事業所職員と園担任等との定期的な療育会議も行なわれていて情報共有がしやすい中、子どもの育ち全体に必要な支援とバランスのとれた教育・保育・療育が実践できている。</p>
さらに取り組みが望まれるところ(改善点)
<p>1. 各種マニュアルの整備</p> <p>・開園2年目なので、必要なマニュアル類が完備されているとは言い難い。今後、法人のマニュアルや指針を基に事業所独自のマニュアルや指針を作成していくことで、より安心安全な支援につながると思われる。近年は想定外の災害も多く発生している。様々な状況での避難訓練を行いながら、避難時の職員の役割分担や課題などが明らかになったところでマニュアルを作成していくと実践的で安心できるマニュアルができると考える。事業所の性格から個人情報保護やプライバシー保護に関する規定等は一段高いレベルでの対応が求められると共に、職員に徹底することが重要なため、整備と公開が望まれる。</p>
<p>2. 事業所の広報と保護者支援への取り組み</p> <p>・事業所のホームページや事業所検索ネット「児発ねっと」に事業所情報は掲載されているが、具体的な内容に乏しい。モデルとなる事業形態でもあり、より多くの情報を盛り込むことで事業所探しをしている保護者の支援につながるため、適切な情報提供を希望する。同時に当事業所の会報発行なども検討され、保護者や地域に対しての発信ツールを増やし開放した事業所となって、地域への啓発拠点となることも期待したい。</p> <p>・通所する保護者の心情に配慮してか、保護者会を開いてなかったり、行事の周知も現在はあまりしていない。しかし、保護者の孤立を防ぐことや良好な親子関係や安定した家庭生活は子どもの安全・安心につながることから、保護者に関わる支援に一層取り組まれることを奨めたい。</p>
(評価を受けて、受審事業者の取り組み)
<p>利用児により安心安全な支援を提供するために、事業所独自の安全管理マニュアル等をより整備・充実させていきたい。避難訓練等も様々な状況を想定して行っていく。</p> <p>職員によるヒヤリハットをきちんと収集し、事故防止に努めていきたい。ヒヤリハットと事故の区別を明確にして、各職員がヒヤリハットを出しやすく集まった内容を収集分析したり、再発防止策を検証して、重大事故の防止につなげていきたい。</p> <p>事業所のホームページに具体的な支援内容をのせるなど、より多くの情報を発信し、地域向けの啓発拠点となっていけるよう工夫・努力を続けていきたい。</p> <p>保護者の支援に関しては、モニタリング等の機会だけに限らず、今まで以上にやりとりがしやすい関係づくりに努めていく。保護者会やペアレントトレーニングについても要望等を伺いながら検討していきたい。</p>

【2 厚労省児童発達支援ガイドラインに基づく具体的なサービス実施内容】 公表3

		項目	はい (実施■)	いいえ (未実施□)	
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	■		1
	2	職員の配置数は適切である	■		2
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	■		3
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	■		4
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	■		5
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	■		6
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している		□	7
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	■		8
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	■		9
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	■		10
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	■		11
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	■		12
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	■		13
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	■		14
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	■		15
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	■		16
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	■		17
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	■		18
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	■		19
20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	■		20	
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	■		21
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	■		22
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	非該当		23
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	非該当		24
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	■		25
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	■		26
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	■		27
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	■		28
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している		□	29
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	■		30
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている		□	31
保護者への説明責任等	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	■		32
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	■		33
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	■		34
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している		□	35
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	■		36
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している		□	37
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	■		38
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	■		39
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている		□	40
	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	■		41
非常時等の対応	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	■		42
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	■		43
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている		□	44
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している		□	45
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている		□	46
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	■		47
	計			36	9

公表

【2 厚労省 児童発達支援ガイドラインに基づく具体的なサービス実施内容】

	チェック項目	工夫している点 (ACOPA評価・公表用)	
		はい ■	いいえ □
0	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	■	
	2 職員の配置数は適切である	■	
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	■	
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	■	
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	■	
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	■	
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	□	
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	■	
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	■	
適切な支援の提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	■	
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	■	
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「発達支援（本人支援及び移行支援）」「家族支援」「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	■	
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	■	
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	■	
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	■	
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	■	
	17 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	■	
	18 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	■	
	19 日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	■	
20 定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	■		
21 障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	■		
22 母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	■		
23 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	非該当	☑非該当	

		チェック項目			工夫している点 (ACOPA評価・公表用)
			はい ■	いいえ □	
関係機関や保護者との連携	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	非該当		☑非該当
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	■		併設している認定こども園に在籍し事業所に通所している子どもについては、保育アプリで園生活の様子を、発達支援ソフトで事業所での様子を共有し、継続して支援に繋げている。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	■		就学先への情報提供は、在籍園を通して事業所での様子や支援内容について詳細に伝えている。進学を見据えて特別支援学校を見学している。
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	■		こども発達センター主催の研修は全職員が出席している。必要に応じて、こども発達センターや相談支援事業所に直接助言を受けることもある。
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	■		毎日の園庭遊びや誕生会参加など隣接の認定こども園での生活も体験でき、「子どもは毎日楽しく過ごしていることに感謝している」と保護者の評価は高い。日常的に事業所と隣接園との連携した保育(療育)が提供されている。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している		□	市内の保育園と児童発達支援事業所の意見交換会に出席したが、自立支援協議会子ども部会等への出席要請はまだない。管理者は今後はこども部会にも出席し、地域連携体制を整えていきたいと考えている。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	■		保護者との情報共有は、発達支援ソフトで行っている。事業所はその日の活動の様子や支援内容を即日配信し、保護者からの連絡や相談などの確認を行い、事業所と保護者との認識に齟齬がないよう努めている。
保護者への説明責任等	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている		□	現在は、ペアレント・トレーニングは行っていない。保護者からの要望はないが、今後は子どもへの関わり方を学ぶペアレント・トレーニングを活用し、保護者との連携を深めていきたいという思いはある。
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	■		管理者が相談室で30分程度で説明する。専門用語は使用せず、分かりやすい説明を意識している。保護者からは、療育実施曜日、スケジュール、療育の内容(集団か個別か)などの質問が多い。
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	■		面談時のアセスメントや保護者の要望を基に、児童指導員・保育士と管理者で個別支援計画書を作成する。療育プログラムで使用する道具や遊びなどを具体的に示しその後の効果なども説明している。時には理学療法士などの専門職員が説明することもある。保護者に同意を得た計画書は事業所と保護者で保持している。定期的なモニタリングは半年に1回行っている。
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	■		半年の1回のモニタリング時には活動での子どもの様子を丁寧に説明し、保護者が抱えている子どもの様子との差がなくなるようにしている。その時に保護者の悩みなどを聞く機会と捉え、助言や具体的な支援方法を伝えている。保護者の要望を個別支援計画に反映することもある。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している		□	保護者会は実施していない。現在保護者からの希望もない。管理者は保護者が孤立感を感じないような保護者支援の方法を模索中である。
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	■		保護者からの相談等は随時対応している。相談内容と対応は発達支援ソフトで記録し、全職員で共有している。必要に応じて、個別面談も行っている。面談はプライバシーに配慮して相談室で行う。
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している		□	事業所に通所していることを知られたくない保護者もいる。保護者の思いに配慮し会報誌は発行していない。利用者には発達支援ソフトでイベントのお知らせをしている。昨年度は、隣接の子育て支援センターの掲示板を利用し年2回開催する祭りを周知した。
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	■		管理者は職員に採用時と適宜「個人情報の取り扱い」について細心の注意を払うように指導している。
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	■		子どもとは障害の特性に応じて、絵カードや写真などを用いてコミュニケーションが取れるよう工夫している。保護者とは理解しやすい言葉や表現を心がけている。
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている		□	利用者家族に配慮し、地域住民の招待はしていない。しかし、祭りの開催は隣接の子育てセンター内掲示板で周知している。
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	■		事業所内に、安全計画・事故・緊急時等対応マニュアル、感染症対策委員会ファイル、防災訓練関連ファイルを備え付けている。保護者には周知していない。隣接認定こども園と合同の避難訓練は毎月実施している。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	■		避難経路は職員全員が周知している。管理者は、事業所単独で親子合同の避難訓練や想定外の事態で子どもがパニックに陥らないように、実際に役立つ訓練を実施していきたいと計画している。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	■		利用開始時のアセスメントで服薬や予防接種・てんかん等の状況は把握している。予防接種は、隣接園と情報共有し、最新の記録に更新している。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている		□	支援スケジュールは午前か午後で実施しているので食事提供はない。しかし、イベントや療育プログラムで軽食やおやつなどの提供、教材として小麦粉粘土の使用などがあった場合を想定し、食物アレルギーの有無や対応は必要だと考える。
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している		□	ヒヤリハットの記録はしていない。日々の実践を振り返り、ヒヤリハットは職員で共有している。今後はヒヤリハット記録を作成し、個々の特性を踏まえてより安全で安心できる支援に繋げたいと管理者は考えている。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている		□	事業所内に、虐待防止委員会ファイルを備え付け、適宜活用できるようになっている。法人の年1回虐待防止、権利擁護研修を全職員は受講している。事業所独自の研修計画も作成し始めている。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	■		現在は身体拘束を想定する子どもは在籍していない。必要場合は、保護者に十分説明し、法人の身体拘束等適正委員会ファイルの指針に沿った対応をしていく。また、個別支援計画にも記載する。
合計			36	9	非該当☑2